

ライフカード会員規約（ビジネス）

#### 第1章 一般条項

第1条（会員及び家族会員）

- 会員とは、本規約を承認のうえ、ライフカード株式会社(以下「当社」という)に別表 1に定めるクレジットカードに入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。
- 家族会員とは、会員の家族のうち、会員が当社所定の上限人数の範囲内で指定し、当社が認めた方をいい、会員と同一の利用条件のカードを利用できるものとします。なお、家族会員は、18歳以上の方に限られるものとします。
- 会員は、家族会員(以下会員と家族会員の両者を「会員」という)の本規約に基づく一切の債務につき、自己の債務として当社に対して責任を負うものとします。
- カードの券種により、会員による家族会員の指定を受け付けない場合があります。

第2条（カードの貸与・管理・有効期限）

- 本規約に定めるカードは、別表 1に定めるクレジットカードとします。
- 当社は、会員 1名につき 1枚、会員が入会を申込んだ (1)に定めるいずれかのカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
- 会員は、カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、買入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。また、他人にカード情報(会員番号・有効期限・セキュリティコード等以下「カード情報」という)の提供を行うことはできないものとします。
- 会員は上記(3)、(4)に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員はその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
- カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
- 当社が引き続き会員として認める場合は、新しいカードを送付します。この場合、会員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断のうえ破棄するものとします。
- カード有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約が適用されます。

第3条（年会費）

会員は、当社に対し、毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済の年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第4条（暗証番号）

- 会員は、入会申込み時に暗証番号を当社へ届け出るものとします。ただし、届出がない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社の指定した暗証番号を登録することをあらかじめ承諾するものとします。
- 暗証番号は、他人に類推されやすい番号をさけ、他人に知られないよう十分注意するものとします。登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号の管理について会員に故意または過失がないと当社が認めた場合を除き、その利用代金はすべて会員の負担となります。

第5条（カードの機能）

- 会員は、以下のカードの区分に応じ、カードを利用して、以下の加盟店で、買い物（権利の売買契約を含む。以下同じ）やサービス（以下「役務」という）の提供を受けること等（以下「カードショッピング」という）ができるものとします。
  - Visa Worldwde Pte. Limited(以下「Visa ワールドワイド」という)のロゴが表示されたカード（Visa カード）
当社の加盟店、並びにVisa ワールドワイドに加盟した日本国内及び日本国外のカード会社・金融機関の加盟店（以下「Visa 加盟店」という）
  - マスターカードのロゴが表示されたカード（Mastercard）
当社の加盟店、並びにマスターカードに加盟した日本国内及び日本国外のカード会社・金融機関の加盟店（以下「マスターカード加盟店」という）
  - 株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）のロゴが表示されたカード（JCB カード）
当社の加盟店、並びにJCB に加盟した日本国内及び日本国外のカード会社・金融機関の加盟店（以下「JCB 加盟店」という）
  - 当社のロゴが表示されたカード。ただし、上記①〜③のいずれかのロゴが表示されたものを除く。（LIFE カード）
当社の加盟店（以下「LIFE 加盟店」という）
  - 上記①〜④のいずれにも該当しないカード（その他カード）
LIFE 加盟店のうち、当社が指定した加盟店（以下「指定加盟店」という）
  - 会員は、カードを利用して当社から金銭の借入れを受けること(以下「カードキャッシング」という)ができるものとします。なお、カードがVisa カード、Mastercard、JCB カードである場合、以下の区分に応じ、日本国外の取扱金融機関等でカードキャッシングができます。
    - Visa カード…Visa ワールドワイドが提携する日本国外の取扱金融機関
    - Mastarcard…マスターカードが提携する日本国外の取扱金融機関
    - JCB カード…JCB が提携する日本国外の取扱金融機関

第6条（カードの利用可能枠）

- カードショッピングの利用可能枠は、家族会員の利用を含んで、当社が定めた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合は、いつでも利用可能枠を増額または減額できるものとします。
- カードショッピングの利用可能枠のうち、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、残高スライド元利定額リボルビング払い(手数料 within 方式：以下「リボルビング払い」という)が利用できる利用可能枠(以下「割賦払い利用可能枠」という)を、当社は定めるものとします。また、割賦販売法の所定の要件等に対応するため、割賦払い利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額を減額または増額がなされることについてもあらかじめ会員は承諾するものとします。なお、会員は、割賦払い利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用してはならないものとします。割賦払い利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用した場合、割賦払い利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。
- カードキャッシングの利用可能枠は、家族会員の利用を含んで、会員が希望した借入希望額の範囲で当社が認めた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合は、いつでも利用可能枠を減額できるものとし、当社が適当と認めた場合は、いつでも減額した利用可能枠を減額前の利用可能枠まで増額できるものとします。また、資金業法の所定の要件等に対応するため、利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額の減額または増額が随時なされることについてもあらかじめ会員は承諾するものとします。
- 会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。
- 日本国外でのカード利用可能枠は、当社またはVisa ワールドワイド、マスターカードもしくはJCB が各国で定めた金額までとします。
- 会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、カードショッピングの利用可能枠及びカードキャッシングの利用可能枠は、それぞれのカードごとに定めた利用可能枠の合計額ではなく、別途当社が定めて通知する金額とすることができるものとします。

第7条（支払い）

- カードショッピングの利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」という)並びにカードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」という)、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という)は、会員があらかじめ当社に届け出た当社指定の金融機関の預金口座(以下「振替口座」という)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他当社が特に指定した場合には、当社指定の金融機関口座への振込みその他の方法によるものとします。なお、当社の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してカード利用による支払金等の支払いを行ったときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、当社への支払いがなされたものとします。
- カード利用による支払金等の支払日は以下の定めによるものとし、ご利用代金明細書等に表示します。
  - カード入会後振替口座の設定手続が完了するまでは毎月 27 日(加盟店でカード入会と同時に初回カードショッピングを利用する方式の申込みの場合は毎月 3 日)とします。
  - 振替口座の設定手続が完了した以降は当該金融機関の振替日(毎月 3 日、26 日、27 日、28 日、29 日のうち、当該金融機関・当社所定の日となります。以下同じ)とし、振替口座が変更された場合を除き、決定した金融機関の振替日をもって支払日とします。
  - 振替口座が変更された場合は、変更後の金融機関の振替日をもって支払日とします。
  - 支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

第8条（日本国外の利用代金の円への換算）

会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票または伝票記載の外貨額をVisa ワールドワイド、マスターカードもしくはJCB または当社・提携金融機関間の所定の方法で円貨へ換算のうえ、国内カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第9条（支払金等の充当順序）

会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第10条（費用等の負担）

- 会員は、カードショッピング及びカードキャッシングに関して、以下の費用を負担するものとします。①支払い遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の再振替手数料として振替手続回数 1回につき 220 円(税込)。②当社が第 13 条(1)に基づき会員に対しカードの再発行をした場合における、当社所定のカード再発行手数料。③会員が当社に支払う費用等に係る消費税が増税等の事情により増額となった場合における、当該増額分。④強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの。
- 会員は、カードキャッシングに関して、当社が提携する金融機関等の ATM でカードキャッシングを利用した場合またはカードキャッシングの支払金の返済をした場合に、ATM 利用料を負担するものとします。なお、ATM 利用料は、利用金額が 10,000 円以下の場合には 110 円(税込)、及び利用金額が 10,000 円を超える場合には 220 円(税込)とします。
- 会員は、カードショッピングに関して、印紙税、公正証書作成費用等の契約締結費用、及び振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済の費用を負担するものとします。また、当該負担の一部として次の各号の費用を支払うものとします。①支払事務に係る手数料として 440 円(税込)。ただし、当社は、当社が認める場合には、当該手数料を請求いたしません。②請求書送付に係る手数料として、送付回数 1回につき 220 円(税込)。③カードサービス手数料として、1,650 円(税込)。ただし、当社は、当社が認める場合には、当該手数料を請求いたしません。

第11条（紛失・盗難等）

- カードまたはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下単に「紛失・盗難」という)により、他人に不正利用された場合、会員は、その不正利用代金について全て支払いの責を負うものとします。
- 会員は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
- 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その不正利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。

第12条（会員保障制度）

前条の規定にかかわらず、カードまたはカード情報の紛失、盗難により、他人に不正使用された場合でも、当社が別に定めるカード会員保障制度規約の定めにより当社が認めた場合には、当該不正使用による会員の損害を保障するものとします。

第13条（カードの再発行）

- カードは、原則として、再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り、再発行するものとします。
- 悪用被害を回避する目的等で、当社が必要と認めた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。

第14条（カード郵送途中の事故に関する補償）

当社より郵送したカードが会員に直接届くまでの間に、万一、紛失・盗難等により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じた会員の損害については当社が負担するものとします。なお、当社からカードを発送した旨の通知を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、会員は、直ちに当社所定の届出書により当社に届け出るものとします。

第15条（脱会並びにカードの使用停止と返却）

- 会員の都合により脱会する場合は、当社あてその旨の届出を行うものとし、直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
  - 入会時に虚偽の申告をした場合。
  - 本規約のいずれかに違反した場合。
  - カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠った場合。
  - 会員の信用状態が著しく悪化した場合や途上と信により当社所定のカード使用停止基準に会員が該当した場合。
  - 転売を目的とした商品購入、その他会員が現金取得を主目的としたカードショッピング利用等(以下「現金取得目的のカード利用等」という)、カードの利用が不適切であるまたは社会的相当性を欠く利用であると当社が判断した場合。
  - 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合。
  - その他、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (2)に該当し、当社、当社の委託先または加盟店がカードの返却を求めたときは、会員は、直ちにカードを返却するものとします。
- カード回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

第16条（期限の利益喪失）

- 会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、当然に期限の利益を失い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
  - カードショッピングの支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いのなかった場合。
  - カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引について、会員がカードショッピングの支払金の支払いを 1 回でも遅滞した場合。
  - カードキャッシングの支払金の支払いのうち元本または利息制限法所定の制限利率を超えない範囲の利息の支払いを 1 回でも遅滞した場合。
  - 強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたり、その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。
  - カードの他人への貸与、譲渡、買入れ、担保提供等、もしくはカード情報の他人への提供、または商品(権利を含む。以下同じ)の買入れ、担保提供、譲渡、賃貸等、当社のカードの所有権及び商品の所有権を侵害する行為もしくはこれに準ずる行為をした場合。
  - 当社に対する他の支払債務について期限の利益を失った場合。
  - 当社からの書留郵便による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所)あてに発送されたにもかかわらず転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒絶の理由で通知が到達しなかった場合で当該通知発送の日より 20 日間経過したとき。ただし、受取拒絶をなすにつき正当な理由があり会員がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。
  - 前条(2)⑤に該当する行為を行った場合。
- 会員が次のいずれかに該当した場合は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
  - 入会申込みに際して虚偽の申告があった場合。
  - 特定商取引に関する法律に定める中途解約権の行使、その他本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。

第17条（届出事項の変更）

- 会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先(連絡先)・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。
- 会員は、(1)の住所・氏名等の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、(1)の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。
- 会員は入会後、運転免許証を新たに取得した場合(運転免許取消し後に運転免許証を再取得した場合を含む)、当社所定の方法により当社へ運転免許証番号を通知するものとします。

第18条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規約などにより許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、会員は、当社の請求に応じこれを提出するものとします。また、国外でのカードの利用の制限あるいは停止に応じるものとします。

第19条（債権譲渡）

- 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本規約に基づく会員に対する債権を第三者に担保に入れ、または譲渡すること、及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ承諾します。
- (1)の債権譲渡をした場合においても、譲受人は当社に集金事務を委託するものとし、譲受人から会員に対し集金事務終了を通知するまでは、会員は、当社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

第20条（規約の変更・承認）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生物時期を、当社のホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
  - 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
  - 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法または通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。

第21条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第22条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第23条（消費税）

本規約にかかわる諸手数料・その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

第24条（住民票取得等の同意）

カード入会申込者及び会員は、本申込みにかかわる審査のため、または途上管理にかかわる審査のため、もしくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、カード入会申込者または会員の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。なお、会員は、当社が住民票等の取得に際し、会員の入会申込書の写し、当社の債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ないものとします。

第25条（犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用）

- 会員は、入会後、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号または第 2 号に掲げる外国の重要な公的地位にある者等に新たに該当した場合、所定の届出書により当社に通知するものとします。
- 当社は、会員が(1)に定める者に該当し、または該当する可能性があると判断した場合、当社が指定する書面の提出、当社が指定する事項の申告等の追加確認を行うものとし、会員はこれに同意するものとします。
- 当社は、(2)に定める追加確認が完了するまでの間、会員に通知することなく、カードの利用を停止することができるものとします。また、(2)に定める追加確認が完了した場合でも、カードキャッシングの利用を停止することがあります。

第26条（特約）

別表 1において、「規定・特約」が定められている場合、本規約に優先して、当該「規定・特約」が適用されるものとします。

## 第二章 カードショッピング条項

第1条（カードショッピングの利用方法）

- 会員は、第1章第5条(1)の定めに基づき、Visa 加盟店、マスターカード加盟店、JCB 加盟店、LIFE 加盟店(以下これらを総称して単に「加盟店」という)でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うこと、またはCAT・POS(信用照会端末機)で所定の利用方法に基づきあらかじめ当社に届け出た暗証番号(4桁)を打鍵し、もしくは自己の署名を行うことにより買ひ物と役務の提供を受けること等ができるものとします(1回の利用が当社所定の金額を超える場合は、カードの利用可能枠の範囲内であっても当社の承認が必要となります)。ただし、当社が特に認めた場合は、カードの提示を省略するなどこれに代わる方法をとることができるものとします。
- ①LIFE 加盟店及び指定加盟店で会員がカードショッピングをした場合、会員は、カードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払うことを当社に委託するものとします。②Visa加盟店、Mastercard加盟店またはJCB加盟店で会員がカードショッピングをした場合、会員は、加盟店が会員に対するカードショッピングの利用代金債権を契約会社に譲渡し、さらに契約会社が直接またはVisa ワールドワイド、マスターカードもしくはJCB を通じて当社に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
- 商品の所有権は、当該カードショッピングの支払金完済まで当社にあることを、会員は認めるものとします。
- 当社は、会員がカード利用可能枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、カード利用可能枠以内であっても短期間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、あるいは第三者による不正利用の疑いがある場合において、カードの利用を一時的に保留または停止することがあります。
- カードの利用に際して、利用金額(現金価格)、購入商品・権利や提供を受ける役務によっては、当社の承認が必要となります。また当社は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用など、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。また一部商品(貴金属・金券類等)については、利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。
- 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人利用確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力するものとします。
- ショッピング利用のためにカード(カード情報を含みます。以下本項において同じ)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
- 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用料金の決済手段として、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法によりショッピング利用をすることができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、カード番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は、加盟店へ通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。ただし、当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を当社が会員に代わって加盟店に通知する場合があります。
- 会員は、現金取得目的のカード利用等をしてはならないものとします。

第2条（カードショッピングの締切日・支払方法等）

- カードショッピングの支払金の支払方法は、以下のとおりとします。①LIFE 加盟店でカードを利用した場合……………1回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によります。②日本国内のVisa 加盟店、マスターカード加盟店またはJCB 加盟店でカードを利用した場合……………1回払い、ボーナス一括払い、2回払い、リボルビング払いのうちから会員が指定した方法によります。ただし、会員がカード利用の際、他の支払方法を指定してカードを利用した場合で当社が追認したときは、当該支払方法によります。③日本国外のVisa 加盟店、マスターカード加盟店またはJCB 加盟店でカードを利用した場合……………1回払い、リボルビング払いのうちから会員が入会申込み時指定した方法によります。ただし、当社が、別途通知・告知の際、支払方法を指定した場合は、当該通知・告知により指定された方法によるものとします。さらに、JCB が指定する日本国外のJCB 加盟店では、会員がカード利用の際、指定した方法により分割払いの方法をとることができます。
- カードショッピングの利用代金は、毎月5日に締め切り(一部の加盟店では締切日異なる場合があります)。その月の支払日(支払日が毎月3日の場合は翌月3日)に当社に支払うものとし、以後も同様とします。なお、事務上の都合により翌月以降からの支払いとなる場合があります。
- ①リボルビング払いを除く支払方法の支払回数、支払期間、包括信用購入あっせん手数料(本章において、リボルビング払いにおける包括信用購入あっせん手数料と併せて、単に「手数料」という)は、別表1別表2に定めるとおりとします。
- 分割払いの場合、カードショッピングの支払総額は、現金価格に①の手数料を加算した金額となります。また、月々のカードショッピングの分割支払金は、カードショッピングの支払総額を支払総額で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は、初回に算入するものとします。③ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス支払月の加算総額は、1回当たりのカードの利用金額(現金価格)の50%以内としボーナス併用回数で均等分割(ボーナス支払月の加算金額は、1,000円単位で均等分割できる金額とし)す。その金額を毎月の分割支払額に加算して支払うものとします。なお、ボーナス併用分割払いの実質年率は、別表1別表2の表示と異なる場合があります。④ボーナス一括払いの支払月は、夏期または冬期の当社所定の月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間に限るものとし、ボーナス月に一括して支払うものとします。⑤一部の加盟店では、支払回数及び手数料率などが①と異なる場合があります。⑥会員は、①の手数料率が金融情勢等の変動によって変更されることに異議ないものとします。

- ①リボルビング払いの場合、会員は、カードショッピングの締切日における日本国内及び日本国外での利用金額(現金価格)の残高(以下「利用残高」という)に対して、別表1に定める利率の手数料を支払うものとします。ただし、初回分の手数料は、利用の翌日から初回返済日までの日数にかかわらず1か月分とします。②リボルビング払いの場合、会員は、毎月③に定める金額(利用残高に手数料を加えた額が弁済金(支払額)以下となる場合は当該金額)を支払うものとします。なお、当該弁済金(支払額)には①に定める方法により計算された手数料を含むものとします。ボーナス併用払いは年2回を限度とし、支払月及び加算金額(1,000円単位)は会員があらかじめ当社に届け出るものとします。③リボルビング払いの場合、毎月の弁済金(支払額)は、別表2のとおりとします。なお、毎月の弁済金(支払額)について、当社所定の方法により変更の申込みを行い、当社が認めた場合は、当該変更後の弁済金(支払額)が適用されます。また、会員と当社の間で、弁済金(支払額)について、異なる合意がなされている場合は、当該合意に基づくとします。④一部の日本国内の加盟店では、リボルビング払いによるカード利用ができない場合、または①の手数料の利率が異なる場合があります。⑤会員は、①の手数料の利率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること、並びに当社から利率変更の通知をした後は第1章第20条の規定にかかわらず残債務額に対して改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。
- 会員の申出があり当社が承認した場合、会員は、カードショッピングの支払金の支払方法について、(1)において支払方法指定後に、「あと分割」「あとリボ」により、分割払い又はリボルビング払いに変更できるものとします。この場合、分割払いの支払回数、支払期間及び手数料、並びにリボルビング払いは、別表1別表2に定めるとおりとします。但し、支払方法の変更は、当社が指定する期間内に当該申出を行う必要があるものとします。

第3条（遅延損害金）

- 会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。①支払回数が1回払い以外であり、かつ商品、役務、割賦販売法の定める指定権利に関する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のうち低い額。②リボルビング払い、支払回数が1回払い、または支払回数が1回払い以外であっても割賦販売法に定めのない権利に関する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。
- 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。①(1)①の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。②(1)②の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。

第4条（早期完済の場合の特約）

支払方法として分割払いを選択した会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払いを履行し、かつ、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払った場合は、会員は、当社所定の計算方法(7・8分法またはそれに準ずる計算方法)により算出された期限未到来の手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。

第5条（見本・カタログ等と提供内容の相違）

会員が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡され、または提供された商品、役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかとなるときは、速やかに会員は、加盟店に商品の交換または再提供を申し出るか、または当該売買契約や役務提供契約(以下「売買契約等」という)の解除をすることができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合は、会員は、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第6条（支払停止の抗弁）

- 会員は、下記の事由が存在する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、役務について、支払いを停止することができるものとします。①商品の引渡し、権利の移転または役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ)がなされていないこと。②商品に瑕疵(欠陥)があること。③その他商品の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
- 当社は、会員が(1)の支払いの停止を行う旨を当社に申し出た場合は、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- 会員は、(2)の申出をする場合は、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 会員は、(2)の申出をした場合は、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を当社に提出するように努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要がある場合は、会員は、その調査に協力するものとします。
- (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。①カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合。②会員の指定した支払回数が1回払いの場合。③会員の指定した支払回数が1回払い以外の場合で1回のカード利用に係る現金総額が4万円に満たないとき。④リボルビング払いの場合で1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。⑤割賦販売法に定めのない権利である場合。⑥日本国外でカードを利用した場合。⑦当社の承諾なしに、売買契約等の合意解約、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をした場合。⑧会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合。
- 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求した場合は、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。

第7条（ICクレジット）

会員が、ショッピングにあたり、ICクレジットを利用の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合もしくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用するものとします。

## 第三章 カードキャッシング条項

第1条（カードキャッシングの利用方法）

- 会員は、下記のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができます。①当社指定のCD(現金自動貸出機)・ATMで所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届け出た暗証番号(4桁)と希望金額を打鍵したとき。②会員が当社の指定する窓口カードを提示し、所定の手続きをしたとき。③会員が当社所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申し込んだとき。④第1章第5条(2)の定めに基づき、Visa ワールドワイド マスターカードもしくはJCB と提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きをしたとき。⑤当社営業店へ電話で、所定の申込手続きをしたとき(金員は、当社より第1章第7条の指定口座へ振り込みます)。⑥その他、当社所定の方法による手続きを会員が行ったとき。
- カードキャッシングは、当社が認めた会員のみが、そのサービスを受けることができます。

第2条（カードキャッシングの締切日・支払方法等）

- カードキャッシングの融資金は1万円単位(日本国外での融資金はVisa ワールドワイド、マスターカード、JCB または当社が指定する現地通貨単位)とし、支払方法は残高スライド元利定額リボルビング払い(利息within方式：以下「リボルビング払い」という)、翌月一括払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。なお、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、その支払方法は、翌月一括払いに限られるものとします。
- ①融資金をリボルビング払いにより返済する場合、会員は、カードキャッシングの締切日における残債務額に対して、別表1に定める利率の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算[1年を365日(閏年は366日)とし、円未満切捨て。以下同じ]とします。②融資金を翌月一括払いにより返済する場合、会員は、元本に対して、別表1に定める利率の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算とします。●利息の計算方法：残債務額(残元本)×実質年率×「利用日または前回支払日」の翌日～支払日までの日数÷365(閏年の場合は366)
- カードキャッシングを利用した場合において以下のいずれかに該当したときは、上記①及び②にかかわらず、当該カードキャッシングの融資金に対する利息については実質年率15.0%が適用されるものとします。但し、別表1に定める利率が15.0%未満である場合はこの限りではありません。イ)当該カードキャッシングの1回の利用による融資金が100万円以上のとき。ロ)本規約及び本規約以外の当社との融資取引上の残債務額(残元本)と当該カードキャッシングの融資金を合算した額が100万円以上のとき。
- カードキャッシングの融資金は毎月末日に締め切り、リボルビング払いの場合は(4)に定める金額(利息のみで(4)に定める金額を超える場合は当該金額。また、前月末残債務額に利息を加えた額が支払額以下となる場合は当該金額)を、翌月一括払いの場合に日本に利息を加えた額を支払日(支払日が毎月3日の場合は翌々月3日)に当社に支払うものとし、以後も同様とします。なお、日本国外での利用分については事務上の都合により、翌々月以降からの支払いとなることがあります。
- リボルビング払いの月々の支払額は、前月末残債務額に応じて下表のとおりとし、前月末残債務額が40万円を超える場合、前月末残債務額20万円当たり10,000円単位で支払額が増額するものとします。支払額には(2)に定める方法により計算された利息を含むものとします。また、ボーナス併用払いは年2回を限度とし、支払月及び加算金額(1,000円単位)は、会員があらかじめ当社に届け出るものとします。なお、毎月の支払額について、当社所定の方法により変更の申込みを行い、当社が認めた場合は、当該変更後の支払額が適用されます。

前月末残債務額		支払額
1円～20万円	～	～10,000円
20万円超～40万円	～	～20,000円

- 当社が会員に交付するカードキャッシングの利用都度書面(貸金業法第17条第1項に基づく書面)またはマンスリーステートメント書面(貸金業法第17条第6項に基づく書面)に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、これらの書面に記載されたカードキャッシング利用の後に利用されるカードキャッシング利用その他の事由により変動するものとします。
- 会員は、利息の利率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること、並びに当社から利率変更の通知をした後は第1章第20条の規定にかかわらず残債務額に対して改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。
- 会員の申出があり当社が承認した場合、会員は、カードキャッシングの支払金等の支払方法について、(1)において支払方法指定後に、リボルビング払いに変更できるものとします。但し、支払方法の変更は、当社が指定する期間内に当該申出を行う必要があるものとします。

第3条（遅延損害金）

会員がカードキャッシングの支払金等の支払いを遅滞した場合は遅滞した金額に対して支払日の翌日より支払日に至るまで年20.0%、また期限の利益喪失の場合は未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで年20.0%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第4条（期限前の返済）

会員は、本規約に定めるカードキャッシングの支払金の全部または一部を約定期日前に返済することができます。この場合、会員は、当社へ事前に電話連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により、または当社の指定額を当社に持参する方法により返済するものとします。ただし、約定期日前に、支払日までの利息以下の金額を支払った場合は、約定期日到来まで預り金扱いとなり、約定期日が到来したときにカードキャッシングの支払金等の返済に充当される場合があることに会員はあらかじめ同意するものとします。

第5条（カードキャッシングの利用停止）

当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認をすることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止できるものとします。

第6条（マンスリーステートメント方式による書面交付の終了）

会員は、カードキャッシングの利用・返済に関しマンスリーステートメント方式による書面交付に同意している場合において、カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠るなどの事情によりカード利用代金明細書が発行されない状態となったときは、マンスリーステートメント方式による書面交付は終了となることにあらかじめ同意するものとします。

【貸金業務に係る指定紛争解決機関】

日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL. (03) 5739-3861

【リボルビング払い専用サービス特約】

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、会員の当社に対するカードショッピングの支払金及びカードキャッシングの支払金の支払いをすべてリボルビング払いによる方法で弁済する制度をいいます。

第2条（本サービスの適用）

本サービスは当社所定の方法で当社へ申込みをされ、当社が認めた場合に適用されるものとします。

第3条（カードショッピング条件）

- 第Ⅱ章第2条の規定にかかわらず、当社加盟店、日本国内及び日本国外のマスターカード加盟店、Visa 加盟店またはJCB 加盟店のいずれで利用した場合であっても、カードショッピングの支払金の支払方法は、リボルビング払いに限られるものとします。なお、会員がカード利用の際、他の支払方法を指定し、指定した支払方法で受付となった場合であっても、利用日の翌日リボルビング払いに変更されることに会員は異議ないものとします。
- 毎月の弁済金(支払額)は、第Ⅱ章第2条(4)③のとおりとします。なお、毎月の弁済金(支払額)について、当社所定の方法により変更の申込みを行い、当社が認めた場合は、当該変更後の弁済金(支払額)が適用されます。

第4条（カードキャッシング条件）

- 第Ⅲ章第2条(1)の規定にかかわらず、カードキャッシングの支払金の支払方法は、リボルビング払いに限られるものとします。
- 月々の支払額は第Ⅲ章第2条(4)の規定のとおりとします。

第5条（会員規約の適用）

本特約に定められていない事項については、第Ⅰ章並びに第Ⅱ章及び第Ⅲ章のリボルビング払いに関する条項の定めによるものとします。

【反社会的勢力の排除について】

(1) 会員（連帯保証人を含む。以下同じ。）は、会員が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことをライフカード株式会社（以下「当社」という）に確約するものとします。

①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）。②暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者。③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）。④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）。⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）。⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）。⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）。⑧前各号に掲げる者（以下「暴力団員等」という）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に兼任し、または、暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用してと認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供する等の関係を有する者）、または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者）。⑨その他前各号に準ずる者。

(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを当社に確約するものとします。

①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③当社との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる行為。④風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。

(3) 会員が(1)に該当し、もしくは(2)に該当する行為をし、または(1)に基づき確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社は会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取消することができるものとします。この場合、会員は当社に対する未払債務を直ちに支払うものとします。

(4) (3)により会員の資格を取消した場合でも、当社に対する未払債務があるときはそれが完済されるまでは本規約の各条項が適用されるものとします。



## L I F E－W e b D e s k利用規定

### 第1条（利用規定）

(1) 本規定は、ライフカード株式会社(以下「当社」という)がインターネット上で提供するLIFE-Web Deskのサービス(以下「本サービス」という)の利用について、次条に従い利用登録が認められた者(以下「利用者」という)に適用されます。

(2) 利用者は、本規定のほか、本サービスについての「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項または関連規定を遵守するものとします。

### 第2条（利用登録とID・パスワード）

(1) 本サービスの利用者は、当社または当社提携会社の発行するクレジットカードの貸与を受けた者・当社所定のサービス利用者（以下「会員」という)のうち、本規定を承認のうえ当社が定める方法により手続きを行い、当社が本サービスの利用登録を認めた者としてます。

(2) 当社は、利用登録を認めた者に対し、利用者特定し、本サービスを利用するためのIDを発行します。利用者は、利用登録の申請の際に自ら指定したパスワードを使用して利用登録を完了させるものとします。なおID及びパスワードは、当社が認めた範囲内で利用者が任意に変更できます。

(3) 当社は、ID及びパスワードの一致を確認することによりLIFE-Web Deskにログインした者を利用者本人とみなします。

### 第3条（本サービスの内容）

(1) 利用者は、利用登録申請の際に登録した商品によって提供される本サービスの内容が異なることを承諾するものとします。

(2) 本サービスの内容は、以下のとおりとします。

1.ご利用可能枠・残高の照会
2.ご利用代金明細照会
3.オンラインキャッシング申込み
4.支払方法・利用可能枠等の変更
5.ポイントの照会・特典交換
6.Eメール配信
7.インターネットショッピング本人認証サービス
8.属性照会・変更
9.その他のサービス

(3) 当社は、本サービスの内容を予告なく追加、変更または中止することがあります。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負いません。

### 第4条（ご利用代金明細書の郵送停止）

(1) 当社は、本サービスの利用登録によりご利用代金明細書の郵送を停止するものとします。ただし、当社が必要と判断または利用者が希望した場合は、郵送するものとします。

(2) 利用者は、本サービスでご利用代金明細情報を閲覧し、これをデータ保存するものとします。なお、データ保存ができなかった場合は当社に申し出るものとします。

### 第5条（利用者の管理責任）

(1) 利用者は、自己のID及びパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのID及びパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。

(2) ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。

(3) 利用者は、自己のID及びパスワードが使用されて当社または第三者に損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償するものとします。

(4) 利用者は、Eメールアドレスなど当社に申請した登録内容に変更があった場合、または自己のID及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。また届出がないことにより利用者並びに第三者に不利益や損害が発生した場合にも当社はその責任を負いません。

### 第6条（利用者の禁止事項）

(1) 利用者は、利用者として有する権利及びID等を、第三者に譲渡もしくは行使させてはなりません。

(2) 利用者は、前項のほか、次の行為を行ってはなりません。

1.本サービスの利用登録の際、虚偽の情報を送信・登録する行為。
2.本サービスの利用によって取得した情報を営業・営利目的に利用する行為、公序良俗に反する行為または法令に違反する行為。
3.他の利用者または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
4.その他当社が不適当と認めた行為。

(3) 本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはなりません。

### 第7条（本サービス利用の一時利用停止・登録抹消）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくしてIDの一時利用停止または利用登録を抹消できるものとします。

1.会員資格を喪失した場合。
2.本規定のいずれかに違反した場合。
3.本サービスの利用に際し必要とされる債務支払いまたは義務の履行を行わなかった場合。
4.ID・パスワードを連続してログインエラーとなった場合。
5.その他当社が利用者として不適当と判断した場合。

### 第8条（利用者に対するEメールによる通知・情報提供）

(1) 利用者は、当社に登録したEメールアドレスを、当社または提携会社等からの重要情報を含む事務連絡メールまたは各種サービス案内やキャンペーン等の通知・情報提供に利用することについて承諾するものとします。ただし、利用者は当社所定の届出をすることにより、事務連絡メール等の必要な通知を除くEメールによる情報提供の中止を依頼することができます。

(2) 当社に登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者、利用者 とEメールアドレスを共有している者、または第三者に対して損害が発生した場合には、当社は一切責任を負わないものとします。

(3) 利用者は、第(1)項のEメールが適切に受信できるよう、プロバイダーまたは自己のEメール受信機の設定等を行うものとし、当社が当該Eメールアドレス宛への諸通知・情報を送信したときをもって、利用者に到達したものとします。

### 第9条（個人情報の取扱い）

(1) 当社は、利用者が登録した情報、本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合の他は第三者に提供しないものとします。

[a]あらかじめ、利用者に対して、取得方法、提供目的、提供する個人情報の項目等を通知し、利用者の同意がある場合。[b]法令等に基づく場合。[c]人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。[d]公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。[e]国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(2) 当社は、前項の個人情報を、次に記載する利用目的や顧客に有益と思われる情報提供に利用できるものとします。また、統計資料などに加工して利用できるものとします。

[a]利用者の管理及び利用分析・集計のため。[b]宣伝情報の配信等当社の営業・サービス案内のため。[c]各種取引の申込み・問合せの確認・照会または連絡・回答のため。[d]市場調査、商品開発等のため。

(3) 利用者の個人情報を預託する場合がありますが、当該個人情報を預託する会社とは機密保持契約を締結し、利用者の個人情報を漏洩しないよう適切な管理を実施します。

(4) 利用者の個人情報については、開示を請求できます。開示の結果、その情報が誤っている場合には、訂正または削除を請求することができます。また、第(2)項の範囲内で利用者の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供を中止します。請求・申出は下記にご連絡ください。

<お問い合わせ先>

　　カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西1-3-20　〒225-0014

　　TEL.(03)6840-3232(受付窓口/インフォメーションセンター)

(5) お申込み・お問い合わせの内容によって、または必要な情報をご提供いただけない場合には、回答できかねる場合があります。また、必要に応じて再度情報の提供についてご確認ください。

(6) クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、利用者が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。

(7) 取得した個人情報については、漏洩、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

### 第10条（免責）

(1) 当社は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行いません。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等を保証するものではありません。

(2) 当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負いません。

(3) 利用者がIDもしくはパスワードの使用または認証により当社が認める販売店(以下「加盟店」という)から商品・サービスを購入する場合、当該取引きは利用者 と加盟店との間で行われるものであって、当社はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、すべて利用者 と当該加盟店との間で解決するものとし、当社はこれについて何ら責任を負うものではありません。

### 第11条（本サービスの一時停止・中止）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なくして、本サービスを一時停止または中止できます。

1.システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合。
2.天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合。
3.その他当社が必要と判断した場合。

(2) 当社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

### 第12条（本規定の変更）

(1) 当社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとし、利用者もこれを承諾します。

(2) 利用者は、本規定の変更後、本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとみなします。

### 第13条（準拠法）

　　本規定の効力、履行及び解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

### 第14条（合意管轄裁判所）

　　本サービス利用に関する紛争について、利用者 と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかににかかわらず利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### ライフETCカード規定

### 第1条（本カードの発行）

1.ETCカード会員(以下「会員」という)とは、ライフカード株式会社(以下「当社」という)がライフカード会員規約(以下「会員規約」という)に基づき入会を認めたライフカード会員で、本規定を承認のうえライフETCカード(以下「本カード」という)の発行を申し込み、当社がこれを認めた方をいいます。

2.本規定において、有料道路事業者とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく事業者をいいます。

3.本規定において、ETCシステム利用規程とは、有料道路事業者から選定された料金決済契約者であり当社が業務提携する料金決済契約者(以下「料金決済契約者」という)とETC決済契約を締結した有料道路事業者(以下「道路事業者」という)が定める規程をいいます。当社は、本カード送付時に会員にETCシステム利用規程を送付します。

4.会員は、本カードの利用をもって、ETCシステム利用規程を承認したものとします。

5.本カードは、ETCシステムを利用するための専用カードです。なお、道路事業者所定の料金所においては、本カードの提示により道路事業者所定の料金支払いを申し出ることができます。

6.会員が本カードを利用する場合、会員規約および本規定が適用されます。また、ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETCシステム利用規程の定めるところによるものとします。

### 第2条（本カードの貸与）

1.当社は、第1条により当社が認めた会員に、会員規約に基づき発行し貸与しているライフカード(以下「ライフカード」という)とは別に、本カードを貸与します。

2.本カードの所有権は当社にあり、会員はライフカードと同様に使用し管理しなければなりません。

### 第3条（本カードの有効期限）

1.本カードの有効期限は、当社が指定するものとし本カードに表示した月の末日までとします。

2.当社は、本カードの有効期限までにライフカードの退会または本規定の解約の申し出がない会員で、かつ、当社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たな本カードを貸与します。

### 第4条（年会費）

　　会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払い済みの年会費は、理由のいかにを問わず返還しないものとします。

### 第5条（再発行）

　　本カードの紛失、盗難、破損および汚損により、会員が希望し、当社が審査のうえ認めた場合は、本カードを再発行します。なお、この場合、会員は、本カード所定の再発行手数料を支払うものとします。ただし、本カード側にETCシステムの利用ができない明らかな理由があると認められた場合は、この限りではありません。

### 第6条（利用代金の支払いおよび利用可能枠）

1.会員は、本カードでETCシステムを利用した場合、ETCシステム利用規程に基づきETCシステムに記録された料金または第1条第5項で支払いを申し出た料金(以下「料金」という)に係る会員の道路事業者に対する債務を料金決済契約者が会員に代わって道路事業者に立替払いし、さらに会員の料金決済契約者に対する債務を当社が会員に代わって料金決済契約者に立替払いすることを当社に委託するものとし、当社に対する債務をライフカード利用代金と同様の方法で当社に支払うものとします。なお、支払いは1回払いのみとします。

2.前項の料金は、道路事業者の請求データに基づくものとし、会員は当社に対して当該請求データの金額を支払うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決するものとします。

3.本カードの利用可能枠は、ライフカードの利用可能枠の範囲内とします。

4.第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。会員は、その場合当社が道路事業者に対して料金の徴収に必要な情報を提供することがあることについて予め承諾するものとします。

### 第7条（解約）

1.会員は、当社所定の方法により本規定を解約することができます。

2.当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本規定を解除することができます。

(1)会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合。

(2)会員が本規定および会員規約に違反したり、本カードの使用状況が適当でないとき当社が判断した場合。

(3)当社が有効期限を更新処理した本カードを会員に発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。

3.会員は、いずれの場合においても当社所定の方法により本カードの解約手続きを行なうとともに、本カードを直ちに裁断後、返却または会員の責任で廃棄するものとします。

### 第8条（紛失・盗難等）

　　本カードの紛失、盗難などにより、他人に本カードを使用された場合、会員規約に定められたカード盗難保険制度またはカード会員保障制度のいずれかが適用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合は、紛失、盗難について重大な過失があったものとみなします。

### 第9条（免責）

　　当社は、本カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

### 第10条（規定の変更）

　　将来、本規定を変更する場合、当社が会員に変更事項を通知した後に会員が本カードを利用したときは、会員は、変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

### 第11条（その他の事項）

　　本規定に定めのない事項については、すべて会員規約を準用するものとします。

### ライフカード株式会社

　　カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西1-3-20　〒225-0014

　　TEL.(03)6840-3232(受付窓口/インフォメーションセンター)

別表1

No.	規約番号	カード名称	カードショッピングの支払回数、支払期間、包括信用購入あっせんの手数料		提携企業内利用条件の有無	カードショッピングリボルビング払いの毎月の弁済金(支払額)	ショッピングリボ手数料料率(%)	キャッシング利率(%)	特約・補足
			通常利用	あと分割					
B1	18521	ライフカードビジネス ライフカードビジネスプラス ライフカードゴールドビジネス	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B2	18631	AGBS ビジネスカード AGBS ビジネスカードゴールド	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※6) 月次料金のクレジットカード決済に関する特約 (※7) 新規クレジットカード申込者向け事前承諾事項 (※8) クレジットカード支払規約 (※9) 明細照会サービス利用規定
B3	18931	AGBS ビジネスカードゴールド	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※5) ロードサービス利用規定 (※6) 月次料金のクレジットカード決済に関する特約 (※7) 新規クレジットカード申込者向け事前承諾事項 (※8) クレジットカード支払規約 (※9) 明細照会サービス利用規定
B4	19771	きんさんエグゼクティブビジネスカード G	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※5) ロードサービス利用規定
B5	19781	きんさんビジネスカード	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B6	19841	コスモ電材カード	条件表 iii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	無	(※1) ビジネスカード特約
B7	20700	ライフカードビジネスライト ライフカードゴールドビジネスライト ライフカードビジネスライトプラス ライフカードビジネスライトプラス ゴールド	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B8	20940	ミライノカード Business ライト ミライノカード Business GOLD ライト	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約 (※3) 支払及び情報取扱いに係る特約 (※10) ポイントサービス規定①
B9	20950	ミライノカード Business ミライノカード Business GOLD	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※3) 支払及び情報取扱いに係る特約 (※10) ポイントサービス規定①
B10	21131	FASIO ビジネスカード FASIO ビジネスプレミアムゴールド	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B11	21230	ライフカードビジネス(Dp) ライフカードゴールドビジネス(Dp)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※4) 保証金特約
B12	21391	STAR BUSINESS CARD STAR BUSINESS CARD GOLD	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約
B13	21401	STAR BUSINESS CARD LIGHT STAR BUSINESS CARD GOLD LIGHT	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B14	21411	Accounting Card	条件表 ii	条件表 iv	○	条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B15	21431	freee Mastercard ワイド freee Mastercard ワイドゴールド	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B16	21441	freee Mastercard ゴールド	条件表 ii	条件表 iv	○	条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B17	21531	Salon Professional Card(B)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※11) ポイントサービス規定②
B18	21541	Salon Professional Card(L)	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約 (※11) ポイントサービス規定②
B19	21551	大阪府歯科医師協同組合ビジネスカード 大阪府歯科医師協同組合ビジネスゴールドカード 大阪府歯科医師協同組合ビジネスプラチナカード	条件表 ii	条件表 iv	○	条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B20	21610	Pit Earth card	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B21	21621	STAR BUSINESS CARD (デポジット)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※4) 保証金特約
B22	21831	Paytner Card (B)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B23	21841	Paytner Card (L)	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B24	22091	MIYABI CARD	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B25	22151	GMO あおぞらビジネスクレジットカード(L)	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約 (※12) 支払いに関する特約
B26	22141	GMO あおぞらビジネスクレジットカード(P)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※12) 支払いに関する特約
B27	22171	creators card	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約

別表2 カードショッピングの取引条件表示

1. カードショッピングの1回払い、分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払いの取引条件表示  
1回払い、分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い時の支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)は以下のとおりとなります。

## 【条件表 i】

支払回数(回)	1
支払期間(か月)	1
手数料の料率(実質年率・%)	0
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	0

## 【条件表 ii】

支払回数(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
支払期間(か月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
手数料の料率(実質年率・%)	0	0	12.2	12.9	13.5	13.8	14.1	14.3	14.4	14.5	14.6	14.7	14.7	14.8	14.8	14.9	14.9
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	0	0	2.04	2.72	3.40	4.08	4.76	5.44	6.12	6.80	7.48	8.16	8.84	9.52	10.20	10.88	11.56

支払回数(回)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
支払期間(か月)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
手数料の料率(実質年率・%)	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8	14.8	14.8
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	12.24	12.92	13.60	14.28	14.96	15.64	16.32	17.00	17.68	18.36	19.04	19.72	20.40	21.08	21.76	22.44	23.12

支払回数(回)	35	36	42	48	54	60	ボーナス一括払い	ボーナス二括払い
支払期間(か月)	35	36	42	48	54	60	2~6	7~12
手数料の料率(実質年率・%)	14.8	14.8	14.7	14.6	14.5	14.3	0	0
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	23.80	24.48	28.56	32.64	36.72	40.08	0	0

- ※加盟店により、利用できない支払回数がある場合があります。  
※加盟店により、支払回数3回以上の利用に関し、上記表より低い手数料率が適用される場合があります。  
※1 利用する加盟店により手数料が発生する場合があります。  
※2 利用する加盟店により実質年率10.8% (100円あたり1.36円) の範囲で手数料が発生する場合があります。

## 【条件表 iii】

支払回数(回)	1	据置き1回払い
支払期間(か月)	1	2~6
手数料の料率(実質年率・%)	0	0
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	0	0

2. カードショッピングのあと分割の取引条件  
あと分割時の支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)は以下のとおりとなります。

## 【条件表 iv】

支払回数(回)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
支払期間(か月)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
手数料の料率(実質年率・%)	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	2.48	3.31	4.15	5.00	5.85	6.70	7.56	8.42	9.29	10.16	11.04	11.92	12.81	13.70	14.59	15.49	16.40

支払回数(回)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
支払期間(か月)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
手数料の料率(実質年率・%)	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	17.30	18.22	19.13	20.05	20.98	21.91	22.85	23.78	24.73	25.68	26.63	27.58	28.55	29.51	30.48	31.46	32.43

支払回数(回)	36	42	48	54	60
支払期間(か月)	36	42	48	54	60
手数料の料率(実質年率・%)	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	33.42	39.41	45.55	51.85	58.29

### 3. カードショッピングのリボ払い時の取引条件（弁済金）

(1)リボ払い時の弁済金の設定は以下のとおりとします。

条件①	前月末残債務額	支払額
	1円 ～ 10万円	～4,000円
	10万円超 ～ 20万円	8,000円
	20万円超 ～ 30万円	12,000円
	30万円超 ～ 40万円	16,000円

利用残高が40万円を超える場合、利用残高10万円当たり4,000円単位での弁済金(支払額)増額が行われるものとします。

#### 4. 具体的算定例

<条件表iiの支払総額の具体的算定例>

現金価格12万円、支払回数12回でカードを利用した場合
●支払総額 12万円+12万円×8.16円／100円=12万9,792円
●月々の分割支払金 12万9,792円÷12回=1万816円
(100円未満は初回に支払い)
初回分割支払金 1万800円+192円=1万992円
2回目以降分割支払金 1万800円

<条件表ivの支払総額の具体的算定例>

現金価格12万円、支払回数12回でカードを利用した場合
●支払総額 12万円+12万円×11.04円／100円=13万3,248円
●月々の分割支払金 13万3,248円÷12回=1万1,104円
(100円未満は初回に支払い)
初回分割支払金 1万1,100円+48円=1万1,148円
2回目以降分割支払金 1万1,100円

<条件表vの支払総額の具体的算定例>

実質年率19.8%（月利1.65%）の場合
利用残高10万円の場合
弁済金(支払額) 4,000円
うち、手数料充当額 10万円×1.65%=1,650円
元本充当分 4,000円－1,650円=2,350円

#### 5. 提携内利用条件

上記1.に関わらず、以下のカードにつきましては、カード毎に指定された加盟店で利用された場合、以下の条件が適用されます。

No. B14 21411 Accounting Card

支払回数(回)	1
支払期間(か月)	1
手数料の料率 (実質年率・%)	0
現金価格100円当たりの 手数料の額(円)	0

No. B16 21441 freee Mastercard ゴールド

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	20	24	ボーナス一括払い
支払期間(か月)	1	2	3	5	6	10	12	15	20	24	2～6
手数料の料率 (実質年率・%)	0	0	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	0
現金価格100円当たりの 手数料の額(円)	0	0	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	13.6	16.32	0

現金価格12万円、支払回数12回でカードを利用した場合
●支払総額 12万円+12万円×8.16円／100円=12万9,792円
●月々の分割支払金 12万9,792円÷12回=1万816円
(100円未満は初回に支払い)
初回分割支払金 1万800円+192円=1万992円
2回目以降分割支払金 1万800円

No. B19 21551 大阪府歯科医師協同組合ビジネスカード・大阪府歯科医師協同組合ビジネスゴールドカード・大阪府歯科医師協同組合ビジネスプラチナカード

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括払い
支払期間(か月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	2～6
手数料の料率 (実質年率・%)	0	0	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	14.9	0
現金価格100円当たり の手数料の額(円)	0	0	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	12.24	13.6	16.32	0

現金価格12万円、支払回数12回でカードを利用した場合
●支払総額 12万円+12万円×8.16円／100円=12万9,792円
●月々の分割支払金 12万9,792円÷12回=1万816円
(100円未満は初回に支払い)
初回分割支払金 1万800円+192円=1万992円
2回目以降分割支払金 1万800円

別表3

【※1】ビジネスカード特約

本特約が適用されるカードについては、ライフカード会員規約の定めに優先して、以下の規定が適用されるものとします。

(1)会員は、当社が入会を認めた店主等の個人または法人とします。
(2)会員は、カードを保有し、使用する者を指定するものとし、会員の代表者及び指定された従業員をカード使用者とします。なお、ライフカード会員規約におけるカード保有、利用に関する規定においては、「会員」を「会員およびカード使用者」に読み替えて適用するものとします。
(3)会員は、商用または社用を目的として、カードショッピング利用するものとす。また、会員が個人である場合において、キャッシングを利用する場合は、生計費融資を目的として利用するものとします。
(4)会員は、本規約に基づきカード使用者がカードを利用する行為はすべて会員の行為とみなすことに異議ないものとし、カード使用者のカード使用による代金の当社への支払い、その他のカード使用及び保管により生ずる当社への一切の責任を負うものとします。
(5)会員は、当社が連帯保証人に対して本規約に基づく支払の履行の請求をしたときは、会員に対しても、当該履行の請求の効力が生ずるものとします。
(6)カードを利用した取引は、本規約で特に定める規定を除き、割賦販売法その他の消費者保護規定の適用を受けないものとします。
(7)当社は、会員に対し、カード使用者、カード番号、有効期限等の印字されたカードを発行し、貸与するものとし、カードは、カードに署名したカード使用者のみが利用できるものとします。
(8)カード会員規約「第I章 一般条項 第16条(期限の利益喪失)」の定めは、以下の内容に読み替えるものとします。

第16条（期限の利益喪失）
会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、当然に期限の利益を失い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

①会員がカード利用代金の支払いを1回でも怠った場合。②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合。③差押、仮差押、仮処分の上申立てまたは滞納処分を受けた場合。④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の上申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをした場合。⑤カードの他人への貸与、譲渡、質入れ、担保提供等、もしくはカード情報の他人への提供、または商品(権利を含む。以下同じ)の質入れ、担保提供、譲渡、質貸等、当社のカードの所有権及び商品の所有権を侵害する行為もしくはこれに準ずる行為をした場合。⑥本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。⑦前条(3)⑤に該当する行為を行った場合。⑧その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。

【※2】連帯保証規定

(1)会員が法人の場合、連帯保証人は、会員の本ライフカード会員規約に基づく一切の債務につき、会員と連帯して責任を負うものとします。
(2)会員及び連帯保証人は、会員より連帯保証人に対し、以下の情報を提供したことを表明し、保証します。
①財産及び収支の状況②本規約に基づく債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況③本規約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
(3)連帯保証人は、「カード会員規約第I章 一般条項 第22条(合意管轄裁判所)、第24条(住民票取得等の同意)」「反社会的勢力の排除について」「個人情報の取り扱いに関する同意約款」の規定に関し、「会員」を「連帯保証人」に読み替え、「個人情報の取り扱いに関する同意約款」の規定に関し、「本契約」を「連帯保証契約」に読み替えて、連帯保証人に対し、適用されることに同意するものとします。

【※3】支払及び情報取扱いに関する特約

(1)「ライフカード会員規約第I章 一般条項 第7条(支払い)」に基づき、会員がカード利用による支払金等の振替口座として指定できる預金口座は、住信SBIネット銀行株式会社に開設された本人名義の預金口座に限るとします。

(2)「個人情報の取り扱いに関する同意約款 第1条(4)、第2条、及び第4条(1)(2)」の定めは、以下の内容に読み替えて適用する。

第1条(個人情報の収集・利用・保有)
(4)当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード(以下「提携カード」という)を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業(その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という)が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスの提供ならびに提携先企業が取り扱う各種商品、サービス等の紹介および与信のために必要な範囲内で、当社と提携先企業が(1)①②③の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。

第2条(個人情報の利用)
会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。
①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。②当社の事業における市場調査、商品開発。③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。
※当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、集金代行事業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ(https://www.lifecard.co.jp)でお知らせしております。

第4条（個人情報の提供・利用）
(1)会員は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第2条に記載の各目的(この場合において上記目的中「当社の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読替えます)のため、当社が第1条(1)①②③の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。
(2)申込者が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった申込者を対象に、提携先企業によるカード入会情報の管理のためにカード入会審査の結果情報及び第1条(1)①の個人情報のうちカード入会情報の管理に必要な個人情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。

【※4】保証金特約

第1条（保証金の預託等）

(1)会員は、ライフカード会員規約に基づく一切の債務の担保として、以下の各号の定めに基づき、保証金(以下、「保証金」という)を当社へ預託するものとします。なお、保証金には利息を付さないものとします。
①預託する保証金の額は、カードの利用可能枠を超えない範囲において、カードの利用可能枠に当社が定める割合を乗じた額とし、別途会員に提示します。②保証金は、前号の定めに従い当社が提示した額を、当社が指定した方法により、当社が指定した期日までに預託するものとします。
(2)会員が前項②に基づき当社が指定した期日までに保証金の預託を行わない場合、カードを退会するものとして取り扱うこととします。
(3)保証金返還請求権は、第三者に譲渡し又は質入れすることはできないものとします。

第2条（保証金の返還）

(1)会員がライフカード会員規約第I章第15条(1)または(2)に該当した場合、当社は、本規約に基づく一切の債務が消滅していることを確認した後、振替口座等への送金により保証金を返還するものとします。
(2)前項の定めに関わらず、本規約に基づき会員が負担すべき債務が将来的に発生する可能性がある当社が判断した場合は、当社は当該可能性が消滅するまで、保証金の返還を留保することができるものとします。

第3条（保証金による充当）

(1)当社は、当社の判断により、保証金を、本規約に基づく一切の債務に充当できるものとします。
(2)保証金の充当によっても、未払債務を完済させるに足りない場合、会員は、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。
(3)前項により保証金を充当した後、残余の保証金が存在する場合においては、前条に準じて、その保証金を返還するものとします。
(4)保証金充当後、なお未払債務が残る場合においては、会員は未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

【※5】ロードサービス利用規定

本規定は、ライフカード株式会社(以下「ライフカード」という)が発行する「ライフカードゴールド」(以下「本カード」という)を保有する会員及び家族会員(以下「会員」という)が利用できるロードサービスの内容及び利用条件等を定めるものです。なお、会員資格を喪失したときは、その理由、時期を問わず、本規定に基づくロードサービスの提供を受けられなくなりますので、あらかじめご了承ください。

第1条（定義）

(1)本規定において「ロードサービス」とは、車両の事故・故障時の現場軽作業及びレッカーサービス(入庫後の修理等作業は含まない)をいいます。
(2)本規定において「本サービス」とは、本規定に基づき会員が利用できるロードサービス、メッセージサービス及びアフターフォローサービスをいいます。
(3)本規定において「運営者」とは、ライフカードが提携するタイムズコミュニケーション株式会社をいいます。
(4)本規定において「サービス実施者」とは、運営者よりロードサービスを受託の上実施する運営者提携事業者をいいます。

第2条（サービスの併用の禁止）

会員は、同一の事故・故障等につき、本サービスと第三者が提供または手配するサービスとを併用できないものとします。

第3条（ロードサービスを提供できない場合）

次の各号のいずれかに該当する場合または車両については、ロードサービスを提供できない場合があります。

(1)台風・豪雨・豪雪・暴風などの気象状態、または地震・津波・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
(2)通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーポート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない道路に対象車両がある場合。
(3)戦争・暴動、または公権力の行使によりの運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
(4)核燃料物質（使用済みも含む）等の放射性・爆発性・その他有害な特性の作用に起因する事故・故障等。
(5)違法な改造がなされている車両・車検登録のない車両・特殊工作装置等を装備した車両。
(6)法令に違反している場合・その他以下に該当する場合。
①運転者の故意による事故・故障等。②ロードサービス提供後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれのある場合。③車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。④レース、ラリー等、一般の乗用目的以外（店舗展示車を含む）での車両利用中の事故・故障等。⑤ロードサービスの実施により、対象車両及び積載物に損傷等の損害が発生しうる場合。⑥対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物を積載している場合。⑦ロードサービスの実施により、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、当該第三者の承諾が得られない場合。⑧他人名義の車両で、サービス実施者が所有者・使用者等権利者の承諾を確認できない場合。
(7)レッカーまたは車輛運搬の際、積載物に損傷が発生しうる場合。
(8)前各号以外でも、天候、場所、車輛の状態等により、社会通念上、サービス実施が困難であると見られる場合。

第4条（ロードサービス提供の条件）

次の各号の条件を満たすことが、ロードサービス提供の条件となります。
(1)運営者の設置するコンタクトセンターにサービスの依頼をし、会員番号・氏名・生年月日・住所等の告知により会員である旨を明示すること。
(2)サービスの実施前に会員は、本カード並びに自動車運転免許証をサービス実施者に提示し、サービスを受けた後に運営者所定の作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。
(3)サービスの実施に伴い会員の車両に損傷等が生じ得る可能性が予測される場合には、当該損傷につきサービス実施者を免責する旨の念書に会員が署名すること。
(4)警察への届け出を要する事故については、会員が警察への届け出を済ませておりかつサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
(5)サービスの実施に必要なサービス実施者の指示に従うこと。
(6)サービスの実施にあたって会員が立会うこと。ただし、レッカー車によるけん引及び積載車による運搬の場合は除き、また会員の負傷時には会員から委任された者による立会いも可とします。
(7)危険物運搬車両のレッカー車けん引及び積載車による運搬については、危険物取扱者免許の保持者が同行すること。
(8)会員は、本カード及びロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与しないこと。

第5条（対象車両）

会員が運転中に事故・故障にあった車両でかつ車検証上車輛総重量 3t 以下の自家用四輪自動車、特種用途自動車（キャンピングカーに限る）、自動二輪車ならびに原動機付自転車とします。

第6条（無償サービスの内容）

サービス実施者が無償で提供するロードサービス及び運営者が無償で提供するメッセージサービス及びアフターフォローサービスは、会員の乗車する車両が日本国内で走行中に発生した事故または車両故障により自力走行不能(※)になった場合を条件として以下の通りとします。
※「自力走行不能」とは、物理的に走行不可能な場合(例えば、車が大破して動かない場合)、または道路交通法上走行が禁止される場合(例えば、夜間でライトが作動しない場合)をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無い状態で単にスリップする状態でも走行できない場合などは含まないものとします。

(1)現場軽作業サービス
事故または車両故障の現場において、作業員 1 名が 30 分(次項に定めるレッカーサービスにおける積み込み作業を含めいくつかの作業を合せて行う場合はその合計所用時間が 30 分)以内で実施可能な次の軽作業サービス。
①キー閉じ込み時の開錠作業（トランクは除く。紛失・複製は対象外。盗難防止装置付は開錠できない場合がある)②バッテリー上がり時のジャンピング作業（充電は除く・交換は除く）③パンク時のスペアタイヤ交換作業(1 本まで)④ガス欠時の給油作業(10 リットルを限度とし、ガソリン代は会員負担)⑤タイヤ 1 本落輪している場合(落差 1m以内)の落輪車両の引き上げ作業(クレーンなどの特殊作業は除く)⑥ボルトの緩み・バルブ切れ等その他現場対応が可能な軽作業（部品代は会員負担)

(2)レッカーサービス

事故または車両故障の現場から移動距離 20 km までを限度とした、レッカーによるけん引または車両積載車による運搬。ただし、移動先は特に会員が指定する場合を除き、運営者が指定する最寄りの修理工場とし、前項の現場軽作業サービスにより自力走行可能となる場合及びキーを紛失した場合は対象外とします。

(3)メッセージサービス

前 2 項のいずれかのサービス提供時の会員の要望に応じて、運営者は会員の家族・勤務先・加入保険会社へ代理で連絡を行います。ただし、運営者が連絡先電話番号を確認できる場合に限ります。

(4)アフターフォローサービス(※)

会員が乗車する車両が自力走行不能となり、かつ第(2)項のレッカーサービスの利用があった場合、運営者は、会員の要望に応じて、最寄の公共交通機関または宿泊施設への案内を行い、また次の各号のいずれか 1 つ(第④号を除き、複数サービスの併用は不可)のアフターフォローサービスを提供します。

①レンタカーサポート

事故または車両故障の現場が会員の自宅から直線距離 100 km 以上遠方の場合、小型乗用車(1800CC 迄)のレンタカーを手配し、24 時間以内の利用を限度に運営者が利用料金を負担します。ただし、ガソリン代、乗り捨て料金等は会員の負担とし、免責事項等は、レンタカー会社が定める利用条件に従うものとします。また、季節・時間帯・場所等により運営者が手配できない場合は会員が自ら手配を行うものとします。

②宿泊費用サポート

事故または車両故障の現場が会員の自宅から直線距離 100 km 以上遠方の場合、当日に限り、宿泊施設の案内または手配を行い、会員及び同乗者(ただし、車検証に記載の定員数内)一人あたり 15,000 円を限度に宿泊料金を負担します。ただし、会員は宿泊施設を指定できないものとし、飲食料金等は会員の負担となります。また季節・時間帯・場所等により運営者が手配できない場合は会員が自ら手配を行うものとします。

③帰宅サポート

事故または車両故障の現場が会員の自宅から直線距離 100 km 以上遠方の場合、当日に限り、会員及び同乗者(ただし、車検証に記載の定員数内)が電車・バス・航空機・船舶等の公共交通機関を利用して帰宅する交通費を、一人あたり 20,000 円を限度に負担します。ただし、新幹線・特急等は普通指定席まで、航空機はエコノミークラス、船舶は 2 等船室までの利用に限ります。また、利用券の予約・購入等の手配は、会員が自ら行なうものとします。

④修理後納車サービス

前 3 号のサービスを利用した場合、修理後完了車輛を会員の自宅(登録住所)まで納車します。ただし、運営者が負担する当該納車作業費用は 50,000 円を限度とし、陸送業者を使用し日程は運営者側で調整します。
※これらアフターフォローサービスは(第④号は除く)、会員が料金を立替払いし、運営者が送付した所定請求書用紙等が会員に到達した日または通常到達し得べき日から 1 か月以内に、会員が所定請求書及び日付・領収印のある領収書を運営者に提出することを条件に(この条件が満たされない場合、運営者は免責されます)、この提出書類が支払月の 10 日までに到着した場合は当月 20 日までに、同 20 日までに到着した場合は当月末までに、月末までに到着した場合は翌月 10 日までに、運営者が立替金額を会員の指定口座へ振込み方法により提供されるものとします。

第7条（追加料金）

次の各号に定める費用は会員の負担となります。

(1)キーの閉じ込みにおいて、電子ロック等特殊構造の鍵や盗難防止装置等が付いているなどにより開錠が困難な車両の運搬・開錠等にかかる費用実費。
(2)トランクへのキーの閉じ込みによる直接開錠作業費用実費。
(3)キー(スペア含む)紛失時(車内に無い場合も含む)の全ての作業費用実費。
(4)バッテリーの充電費用。
(5)タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置を行う場合の補修費用及びタイヤ補修剤等の作業以外に要する代金実費。
(6)ガス欠時において、給油を行ったガソリン代金実費。
(7)その他、交換・備付等を行った部品の代金、及び補充・交換等を行った消耗品の代金実費。
(8)ドリーーの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
(9)サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要なとなった有料駐車場利用料金実費。
(10)タイヤが 2 本以上落輪している車両の引上作業費用実費。
(11)車両が建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。
(12)車両の破損による道路清掃作業・オイル漏れの後処理・資材の油処理剤代及び作業費用実費。
(13)サービス実施者が速やかに作業にとりかかれず、待機時間が発生した場合の待機費用実費。
(14)サービス実施者が安全対策をするうえで使用した発炎筒等の費用実費。
(15)一旦レッカーサービスを利用した後、トラブル車両の修理をせずに再度搬送依頼を受けた際の料金実費。
(16)片道一区間を超える有料道路通行料金。
(17)サービス実施者が出勤したにも拘わらずサービス適用外であった場合(出勤後にキャンセルされた場合も含む)の出動費用実費。
(18)サービス実施者が一時無料保管した場合の 24 時間を超えた部分の保管料金(なお、24 時間以内の保管料金が常に無料になるわけではありません)。
(19)前条の修理後納車サービスにおいて 50,000 円を超過する納車作業費用実費。

第8条（無償サービスの適用除外）

次の各号のいずれかの場合においては無償サービスの適用除外とします。

(1)会員またはサービス実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であるとサービス実施者が判断した場合。
(2)車両が横転している場合。
(3)故意によるかまたは車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
(4)無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等。
(5)航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故・故障等。
(6)連続する 14 日以内に同一または類似内容の出動依頼が 3 回以上あった場合の 3 回目以降の出動依頼。
(7)レース、ラリー等、一般の乗用目的以外での車輛利用中の事故・故障等。

第9条（有償サービス）

(1)会員が無償サービス以外のサービスを求めた場合は、すべて有償にて、サービス実施者が対応可能な範囲で実施されます。
(2)有償サービスの料金は、特に運営者が認めた場合を除き、会員がクレジットカードまたは振込みにて実費精算するものとします。

第10条（個人情報等の取扱い）

(1)会員はロードサービスの提供に必要とされる情報が運営者に登録されることに同意するものとします。
(2)運営者は、ロードサービスの提供に必要とされる会員情報をサービス実施者に開示できるものとします。
(3)サービス実施者が取得した個人情報は、当社等の業務運営上必要な範囲内で利用することがあります。

第11条（権利の喪失）

本規定における会員の権利は、本カード発行時から有効期限まで存続します。ただし、以下の項目に該当する場合は、一切の権利を喪失するものとします。

(1)会員資格を喪失したとき。
(2)会員が、本規定上の義務を遵守せず、重要な違反をしたとき。

第12条（終了・中止・規定の変更）

ライフカードが事前または事後に会員に文書で通知することで、本ロードサービスを終了もしくは中止することができるものとします。

運営者は、会員の承諾なく本規定を合理的な範囲で適宜変更できるものとし、変更した場合はこれをライフカードに通知するものとします。ライフカードは会員に対し当該通知を行い、当該通知後は、会員が当該変更に同意したものとみなします。

第13条（代位）

(1)サービス費用を第三者に損害賠償請求することができる場合、提供したサービス費用を上限とし、運営者は、会員の権利を害さない範囲内で、会員が有する権利を取得します。
(2)自動車の故障によりサービスを提供した場合に、その原因が自動車メーカーの無償修理の対象であったときは、サービス提供にかかった費用を自動車メーカーなどに請求する場合があります。

第14条（合意管轄裁判所及び準拠法）

(1)会員とライフカードまたは運営者の間で、万一紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとします。
(2)本利用規定に定めのない事項については、日本国の法令によるものとします。

## 【※6】月次料金のクレジットカード決済に関する特約

カード入会申込者、会員及び連帯保証人(以下「会員」という)は、以下の【新規クレジットカード申込者向け事前承諾事項】及び【クレジットカード支払規約】を承認のうえ、会員が利用する販売店(以下「販売店」という)の各種料金(カウンター料金、コピーキット代金、トナー代金等の複写機メンテナンス料金及び通話料、サービス利用料等の携帯電話利用料金、王様メンバーズクラブの利用料金・商品購入代金、以下これらを総称して「月次料金」という)をライフカード株式会社の発行する「AGBS ビジネスカード」または「AGBS ビジネスカード　ゴールド」(以下「クレジットカード」という)を利用して決済することを承諾します。

## 【※7】新規クレジットカード申込者向け事前承諾事項

会員は、会員がクレジットカード入会申込みと同時に本申込みを行う場合、月次料金のクレジットカード決済の可否連絡のため、ライフカード株式会社から販売店にクレジットカードの入会審査の結果が通知されることをあらかじめ承諾します。

## 【※8】クレジットカード支払規約

1. 会員は、月次料金をライフカード株式会社の定めるクレジットカード会員規約に従い支払います。なお、支払回数は1回払いとします。
2. 会員から月次料金のクレジットカード決済の解約の申し出をしない限り、毎月の月次料金については毎回継続して前項と同様に支払います。
3. 会員がクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、カード利用状況などによっては、ライフカード株式会社の判断により一方的に月次料金のクレジットカード決済の手続きを解除されても異議ありません。
4. 3.の理由により月次料金のクレジットカードによる支払いができなくなった場合、月次料金のクレジットカード決済の可否連絡のため、ライフカード株式会社から販売店にその旨通知されることを承諾します。

## 【※9】明細照会サービス利用規定

第1条（利用規定）

(1)本規定は、ライフカード株式会社(以下「当社」という)がインターネット上で提供する明細照会サービス(以下「本サービス」という)の利用について、次条に従い利用登録が認められた者(以下「利用者」という)に適用されます。
(2)利用者は、本規定のほか、本サービスについての「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項または関連規定を遵守するものとします。

第2条（利用登録と ID ・パスワード）

(1)本サービスの利用者は、当社または当社提携会社の発行するクレジットカードの貸与を受けた者(以下「クレジットカード会員」という)のうち、本規定を承認のうえ当社が定める方法により手続きを行い、当社が本サービスの利用登録を認めた者とします。
(2)当社は、利用登録を認めた者に対し、利用者を特定し、本サービスを利用するための ID 及びパスワードを発行します。利用者は、利用登録の申請の際に自ら指定した ID 及びパスワードを使用して利用登録を完了させるものとします。なお ID 及びパスワードは、当社が認めた範囲内で利用者が任意に変更できます。
(3)当社は、ID 及びパスワードの一致を確認することにより本サービスにログインした者を利用者本人とみなします。

第3条（本サービスの内容）

(1)利用者は、利用登録申請の際に登録したクレジットカード商品によって提供される本サービスの内容が異なることを承諾するものとします。
(2)本サービスの内容は、以下のとおりとします。
①ご利用代金明細照会②Eメール配信③その他のサービス
(3)当社は、本サービスの内容を予告なく追加、変更または中止することがあります。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負いません。

第4条（カードご利用代金明細書の郵送停止）

(1)当社は、本サービスの提供によりご利用代金明細書の郵送を停止するものとします。ただし、当社が必要と判断した場合は、郵送するものとします。
(2)利用者は、本サービスでご利用代金明細情報を閲覧し、これをデータ保存するものとします。なお、データ保存ができなかった場合は、当社に申し出るものとします。

第5条（利用者の管理責任）

(1)利用者は、自己の ID 及びパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、その ID 及びパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。
(2)ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。
(3)利用者は、自己の ID 及びパスワードが使用されて当社または第三者に損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償するものとします。
(4)利用者は、E メールアドレスなど当社に申請した登録内容に変更があった場合、または自己の ID 及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。また届出がないことにより利用者並びに第三者に不利益や損害が発生した場合にも当社はその責任を負いません。

第6条（利用者の禁止事項）

(1)利用者は、利用者として有する権利及び ID 等を、第三者に譲渡もしくは行使させてはなりません。
(2)利用者は、前項のほか、次の行為を行ってはなりません。
①本サービスの利用登録の際、虚偽の情報を送信・登録する行為。②公序良俗に反する行為または法令に違反する行為。③他の利用者または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。④その他当社が不適当と認めた行為。
(3)本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはなりません。

第7条（本サービス利用の一時利用停止・登録抹消）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくして ID の一時利用停止または利用登録を抹消できるものとします。

①クレジットカード会員資格を喪失した場合。②本規定のいずれかに違反した場合。③本サービスの利用に際し必要とされる債務支払いまたは義務の履行を行わなかった場合。④ID・パスワードを連続してログインエラーとなった場合。⑤その他当社が利用者として不適当と判断した場合。

第8条（利用者に対する E メールによる通知・情報提供）

(1)利用者は、当社に登録した E メールアドレスを、当社または提携会社等からの重要情報を含む事務連絡メールまたは各種サービス案内やキャンペーン等の通知・情報

提供に利用することについて承諾するものとします。ただし、利用者は当社所定の届出をすることにより、事務連絡メール等の必要な通知を除くEメールによる情報提供の中止を依頼することができます。

(2)当社に登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者、利用者とEメールアドレスを共有している者、または第三者に対して損害が発生した場合には、当社は一切責任を負わないものとします。

(3)利用者は、第1項のEメールが適切に受信できるよう、プロバイダーまたは自己のEメール受信機の設定等を行うものとし、当社が当該Eメールアドレス宛への諸通知・情報を送信したときをもって、利用者には到達したものとします。

#### 第9条（個人情報の取扱い）

(1)当社は、利用者が登録した情報、本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合の他は第三者に提供しないものとします。

[a]あらかじめ、利用者に対して、取得方法、提供する目的、提供する個人情報の項目等を通知し、利用者の同意がある場合。[b]法令等に基づく場合。[c]人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。[d]公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。[e]国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(2)当社は、前項の個人情報を、次に記載する利用目的や顧客に有益と思われる情報提供に利用できるものとします。また、統計資料などに加工して利用できるものとします。

[a]利用者の管理及び利用分析・集計のため。[b]宣伝情報の配信等当社の営業・サービス案内のため。[c]各種取引の申込み・問合せの確認・照会または連絡・回答のため。[d]市場調査、商品開発等のため。

(3)利用者の個人情報を預託する場合がありますが、当該個人情報を預託する会社とは機密保持契約を締結し、利用者の個人情報を漏洩しないよう適切な管理を実施します。

(4)利用者の個人情報については、開示を請求できます。開示の結果、その情報が誤っている場合には、訂正または削除を請求することができます。また、第(2)項の範囲内で利用者の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供を中止します。請求・申出は下記にご連絡ください。

<お問い合わせ先>  
カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014  
TEL. (03) 6840-3232 (受付窓口／インフォメーションセンター)

(5)お申込み・お問い合わせの内容によって、または必要な情報をご提供いただけない場合には、回答できかねる場合があります。また、必要に応じて再度情報の提供についてご確認させていただきます。

(6)クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、利用者が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。

(7)取得した個人情報については、漏洩、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

#### 第10条（免責）

(1)当社は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行いません。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等を保証するものではありません。

(2)当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負いません。

#### 第11条（本サービスの一時停止・中止）

(1)当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なくして、本サービスを一時停止または中止できます。

①システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合。②天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合。③その他当社が必要と判断した場合。

(2)当社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

#### 第12条（本規定の変更）

(1)当社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとし、利用者もこれを承諾します。

(2)利用者は、本規定の変更後、本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとみなします。

#### 第13条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

#### 第14条（合意管轄裁判所）

本サービス利用に関する紛争について、利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 【※10】ポイントサービス規定①

カードへの入会およびカードの利用に係るポイントの付与は、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「甲」という)が甲の定める「ポイントサービス規定」に従って行うものとします。

#### 【※11】ポイントサービス規定②

Salon Professional Cardの入会及びカードの利用に係るポイントの付与は、株式会社ビューティガレージ(以下「甲」という)が甲の定める「ポイントサービス規定」に従って行うものとします。

#### 【※12】支払いに関する特約

「ライフカード会員規約第I章一般条項第7条（支払い）」に基づき、会員がカード利用による支払金等の振替口座として指定できる預金口座は、GMO あおぞらネット銀行株式会社に開設された本人（法人）名義の預金口座に限るとします。

(2025年2月3日現在)